

## 令和7年度第3回 箕面市介護サービス評価専門員会議 次第

日 時:令和8年(2026年)2月19日(木)午後2時~午後4時(予定)

場 所:豊能広域こども急病センター 3階 大会議室

1 (地域包括ケア室) <14:00~15:00>

【案件1】 令和7年度箕面市地域包括支援センターの取組状況…資料1-1、資料1-2、資料1-3

2 (広域福祉課) <15:00~15:10>

【案件2】 市内指定地域密着型(介護予防)サービス事業所の指定更新について…資料2

3 (高齢福祉室) <15:10~15:20>

【案件3】 介護サービス基盤の整備状況について…資料3

4 (高齢福祉室) <15:20~15:30>


【案件4】 第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について…資料4

5 その他

令和7年度第3回 箕面市介護サービス評価専門員会議	資料1-1
令和8年(2026年)2月19日	

## 箕面市中西部地域包括支援センター自己評価調書（令和7年度）

### 1. 概要

	担当区域	北小校区、中小校区、萱野小校区					
	所在地	萱野5-8-1（総合保健福祉センター内）					
	運営主体	箕面市		管理者	中村 文美		
	基礎数値	北	中	萱野	計	市全体	
	人口（人）	6,055人	10,545人	11,141人	27,741人	140,401人	
	高齢者数（人）	1,951人	2,719人	2,839人	7,509人	35,848人	
	高齢化率（％）	32.22%	25.78%	25.48%	27.07%	25.53%	
	認定者数	事業対象者	13人	8人	10人	31人	118人
		要支援	136人	175人	181人	492人	2,253人
		要介護	260人	380人	384人	1,024人	4,781人

### 2. 地域特性

	北	中	萱野
地理的特徴	箕面山の麓に位置し、急勾配の坂があるため、徒歩・自転車による移動抵抗が大きい。メイプルホール、中央生涯学習センター、中央図書館など文化関係施設が多い。箕面文化・交流センターの建て替えにより、令和6年4月に地域の拠点が中小に隣接した場所に変更。	旧のコミュニティと団地があり、徐々に新興住宅が増えてきている。稲ふれあいセンターでは、子育て支援センターがあり、高齢者だけでなく、多世代が触れあえる。	旧のコミュニティと船場西のマンション地域がある。船場西のマンションでは高齢化率が40%を超えている。総合保健福祉センター、市立病院など福祉施設がある。
生活環境	閑静な住宅地。急勾配の坂がある地域では外出には車への依存度が高く、タクシーなどを利用するカタが多い。支援や介護が必要な高齢者は、閉じこもりや買い物難民になる可能性が高い。	箕面市の中心部であるため、公共機関や店舗が多く、生活環境的には便利。みのお団地の建替が時期未定であり、団地に残った高齢者は、介護保険等の支援を受けているケースや家族全体に支援を要する複合家庭が多い。	古くから集合住宅が多く、自治会のつながりが薄く、民生委員が情報を把握し訪問することが困難。北大阪急行線の延伸、箕面船場阪大前駅ができたことにより、新たな住民層の転入もあることから、地域住民同士のつながりが希薄化する可能性が高い。
地域活動	旧来のコミュニティが多く、新しい取組には慎重な傾向があるが、地区福祉会、コミュニティセンター、シニアクラブが、合同で行事を実施するなど、相互の関係性を築いている。ブロック会議では、民生委員や地区福祉会による見守り対象者の情報共有を密に行っている。箕面1・2丁目ハザードエリア要支援者の避難行動について、住民主体で話し合いの場を設けている。	地区福祉会の活動は活発に行われている。社協が支援している「つながり畑」をきっかけに、若い世代との交流が行われている。防災への取組も積極的に進められており、稲5・6丁目の住民を対象としたイベントを開催予定。小地域ネットワーク会議では定期的に見守り対象者の確認が行われている。コミュニティセンターでは、サロンやサークル活動が盛んである。	サロン数が多い。船場西地区では、地区福祉会に参加している人は周囲と関わりがあるが、近所づきあいが少ない。民生委員・地区福祉会で、気になるカタを見守る地域マップを作成。船場西地区では民生委員が「おせっかいピラ」を作成し警察や消費者センター等の情報とともに100人の高齢者に配布。みのお市民活動センターでの活動が盛んである。

### 3. 担当圏域における課題

- 精神疾患や認知症疑いのケースが増加、専門医への受診相談が増えている一方で、医療等専門的な支援を全く受けずに、家族や近親者による支援のみで生活されているようなケースもある。
- 高齢者虐待、成年後見支援、家族が精神的な課題等を抱えるケース、8050・9060のケース、天涯孤独で身元保証サービス等が必要なケースが増加しており、介護保険や医療のみでなく、多職種・多機関と連携する必要がある。

### 4. 業務ごとの目標及び進捗状況

項目	重点計画	指標・目標値	進捗状況
総合相談支援業務	【総合相談】 世代を問わず、幅広く継続的に包括の周知活動を行う。	広報ツールとして、引き続きマグネットの作成・配布により、地域住民に包括を周知する。(500枚配付)	新規ケース訪問時にマグネットを配布した。マグネットには、消費生活センターの連絡先も記載しており、消費者被害防止の啓発も行った。
	【ネットワークの構築】 ニーズの早期発見・早期対応ができるように、地域の様々な関係機関とのネットワークをさらに拡充、強化する。	地域のサロンやカフェ、関係機関が参加する会議などに参加し、顔の見える関係づくりを継続的に行う。	地域のサロンやカフェ、地域の会議へ参加し、顔の見える関係づくりを行うことができた。カフェ参加の高齢者について、地区福祉会・民生委員・ささえあいステーション職員を交えた地域ケア会議を開催し、支援方針を共有することができた。
	【実態把握】 地域活動を通じて地域課題を把握し、その解決に努める。	ささえあいステーションと連携し、各校区の課題の解決に向けた取組を進める。	月1回、ささえあいステーション職員と個別課題がある高齢者の情報共有や地域課題解決に向けた意見交換を行った。
権利擁護業務	【虐待防止・対応】 虐待の早期発見・早期対応に取り組む。	住民向けの成年後見制度や高齢者虐待防止に関する研修会を開催する。(年2回以上)	4月の箕面北第一敬友会(単位シニアクラブ)総会において、消費者被害防止、成年後見制度に関する講話を実施。令和8年3月に北小地区福祉会認知症勉強会にて遺言等に関する勉強会の開催に係る企画・調整を支援した。
	【成年後見制度の啓発・活用】 成年後見制度の周知や啓発を継続し、利用促進に努める。		
	【消費者被害防止】 消費生活センターや警察と連携し、消費者被害に関する情報を地域へ発信する。	消費生活センターや警察からの啓発チラシを高年齢者宅訪問時に持参し、啓発を強化する。(新規ケース全件)	消費生活センターの連絡先が記載されたマグネットを新規ケース訪問時に配布するとともに、消費者被害の予防啓発を行った。 消費生活センターと連携し、4月の箕面北第二敬友会(単位シニアクラブ)総会にて消費者被害についての研修会を実施した。

項目	重点計画	指標・目標値	進捗状況
包括的・継続的ケアマネジメント業務	【包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備】 介護支援専門員から相談があった支援困難ケースについて、積極的に後方支援を行う。	三職種で対応方針を検討し、的確な後方支援ができる体制を整える。	ハラスメントや身寄りのない利用者の権利擁護の相談が増えている。ハラスメントについては、弁護士相談にて対応方法や対策についての知識を深めることができた。権利擁護については、成年後見制度の活用や身元保証会社を紹介し、後方支援を行った。
	【介護支援専門員への支援】 圏域介護サービス事業所ネットワーク会議で、介護支援専門員等との交流を深める。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を年2回開催し、介護支援専門員等との連携や情報共有を継続する。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議において、6月に権利擁護・虐待防止について、11月に認知症・精神疾患のある家族への支援についての研修を実施し、知識を深めるとともに連携を深めることができた。
	【地域ケア会議】 年7回開催する。	年7回、7ケース以上の検討を行う。	2ケースの地域ケア会議を開催。職種間連携や地域の様々な機関とのネットワークが拡充・強化されてきており、早期介入により早い段階で解決に向けて取り組むことができた。
介護予防ケアマネジメント業務	【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】 ①介護予防の啓発に積極的に取り組む。 ②箕面市の総合事業について再周知する。	①地域のサロンなどに向き、介護予防・健康づくりに関する講話を行う。(年3回以上) ②圏域内の介護支援専門員を対象に、総合事業に関する研修を行う。	サロンやカフェ等において、4回(8月・10月・12月は南の家、12月は稲ふれあいセンター)の講話を実施し、介護予防啓発に取り組んだ。

テーマ	地域課題	取組内容	取組結果
地域課題に対する取組	見守り	認知症で独居、支援者不在のため、地域住民の見守りが必要であるが、地域との関係が希薄であり、見守りを好まないケースが増加している。	地域ケア会議等に民生委員や地域住民が参加すること、各小学校区の会議(北小ブロック会議、中小ネットワーク会議、萱野小一歩訪問員交流会)により、地域での見守り体制を検討する。
	医療・介護連携	医療と介護の連携が必要な困難ケースが増加している。	病識の欠如や、介護力不十分等の課題のある本人・家族等の支援には、主治医をはじめ、多機関での情報共有、連携が必要であることから、地域ケア会議、圏域介護サービス事業所ネットワーク会議の事例検討のテーマに包括が対応しているケースを上げて、事例検討を行う。

## 5. 担当区域内の介護保険事業所・施設等の数

介護保険事業所・施設	中西部	市内	介護保険事業所・施設	中西部	市内
居宅介護支援	12	42	特別養護老人ホーム	1	5
訪問介護	17	59	介護老人保健施設	1	4
訪問看護	5	25	認知症対応型通所介護	1	3
訪問リハビリテーション	2	4	小規模多機能型居宅介護	1	3
通所介護	7	24	認知症対応型共同生活介護	3	9
通所リハビリテーション	2	6	養護老人ホーム	1	1
福祉用具	2	6	軽費老人ホーム	1	2
短期入所	3	10	小規模特別養護老人ホーム	1	1
特定施設入居者生活介護	0	6	サービス付き高齢者向け住宅	5	17
合計				65	227

## 6. 評価指標項目

### ①地域包括ケアシステムの構築・推進（1項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)	
1	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	C センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。	×	×	「実態調査」は実施していないが、ささえあいステーションとの情報共有会議や地区福祉会の会議などへの参加を通して、圏域の現状やニーズを把握している。

### ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（4項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)	
1 8	2	A	市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	R7.10月より実施
		B	市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	R7.10月より実施

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
		C 市町村の方針に沿って、(指定を受けた) 圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。</li> <li>・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	×	○	R7.10月より実施

調整用白紙ページ

# 箕面市西部地域包括支援センター自己評価調書（令和7年度）

## 1. 概要

	担当区域	箕面小、西小				
	所在地	西小路 5-4-20 オフィスワイ 4階				
	運営主体	(社福) 暁光会		管理者	安田 知美	
	基礎数値	箕面	西	計	市全体	
	人口(人)	10,159人	13,377人	23,536人	140,401人	
	高齢者数(人)	2,920人	3,709人	6,629人	35,848人	
	高齢化率(%)	28.74%	27.73%	28.17%	25.53%	
	認定者数	事業対象者	10人	18人	28人	118人
		要支援	205人	235人	440人	2,253人
		要介護	393人	564人	957人	4,781人

## 2. 地域特性

	箕面	西
地理的特徴	西小路の一部は、田畑が広がり農家が多く高齢者の割合が高い。牧落5丁目は急勾配の坂があり、徒歩・自転車による移動が難しい。	新稲は、田畑が広がり農家が多く高齢者の割合が高い。温泉町、箕面公園は観光地や山間部で人口の少ない地域である。箕面7・8丁目は急勾配の坂があり、徒歩・自転車による移動が難しい。第一総合運動場、スカイアリーナなど運動施設が多い。
生活環境	箕面、西小路は病院、医院、市役所、銀行、郵便局、商店街などが集まり、日中は多くの人たちの動きがある。百楽荘は牧落駅近く、閑静な住宅街が広がっている。牧落団地はエレベーターがなく、5・6階に住む高齢者の多くは、外出、ゴミ出し、買い物など、重量物の運搬が困難になっている。	外出には車への依存度が高く、タクシーなどを利用する方が多い。支援や介護が必要な高齢者は、閉じこもりや買い物難民になる可能性が高い地域である。紅葉ヶ丘団地はエレベーターがなく、3・4階に住む高齢者の多くは、外出、ゴミ出し、買い物など、重量物の運搬が困難になっている。取り壊しが決定したことにより、空室が増え、残られた方の状況把握が行いにくくなっている。
地域活動	コミュニティセンター箕面小会館、市民会館での地域活動が盛んである。	コミュニティセンター西小会館での地域活動が盛んである。紅葉ヶ丘団地内においては、転居される方が増え、普段の見守り活動が厳しくなることが課題となっている。

## 3. 担当圏域における課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症や同居家族に精神疾患等があり、金銭管理や生活の一部が行えないなど、適切な判断ができず対応に苦慮する方が増加している。</li> <li>○箕面8丁目や牧落5丁目等の急な坂がある所では、地域活動拠点の確保が難しい。</li> </ul>
--

#### 4. 業務ごとの目標及び進捗状況

項目	重点計画	指標・目標値	進捗状況
総合相談支援業務	【総合相談】 担当エリアを4分割し、専任担当者を作る。	専任担当者が責任を持ち、訪問を中心とした丁寧な対応を行う。(年600件)	専任担当者が、相談から関わり対応した。令和7年12月末で523件の訪問件数であり、3月末には達成可能であると考ええる。
	【ネットワークの構築】 ニーズの早期発見・早期対応ができるように、地域の様々な関係機関とのネットワークをさらに拡充、強化する。	地域のサロンやカフェ、関係機関が参加する会議などに参加し、顔の見える関係づくりを継続的に行う。	地区福祉会主催のカフェへ毎月参加し、気になる方の相談を受ける機会が増えた。
	【実態把握】 地域活動を通じて地域課題を把握し、その解決に努める。	ささえあいステーションと連携し、各校区の課題の解決に向けた取組を進める。	ささえあいステーションの会議や、1回/2か月開催の包括との話し合いへ出席し、情報共有を行った。
権利擁護業務	【虐待防止・対応】 虐待の早期発見・早期対応に取り組む。	成年後見制度、高齢者虐待防止、消費者被害防止に関する研修会を開催する。(年2回以上)	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議で、成年後見制度と終身サポートの講演を開催した。西小と箕面小地区でそれぞれ、警察官による消費者被害の防止についての講義を受けた。
	【成年後見制度の啓発・活用】 成年後見制度の周知や啓発を継続し、利用促進に努める。		
	【消費者被害防止】 必要に応じて消費生活センターや警察と連携し、高齢者が消費者被害にあわないよう、情報共有、情報提供を行う。	消費生活センターや警察からの被害防止の啓発チラシ等を高齢者宅訪問時に持参して注意を呼び掛ける。(新規ケース全件)	高齢者福祉サービスのご案内に、啓発のチラシを入れ、訪問時に注意を呼び掛けた。
ケアマネジメント業務 包括的・継続的	【包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備】 困難ケースを抱える介護支援専門員の後方支援を行う。	三職種で困難ケースを共有し、適切な支援ができる体制を整える。	週1回定例会議時の他、適宜ケース共有をし、支援方法などを検討した。
	【介護支援専門員への支援】 会議や日頃の業務を通じて介護支援専門員が困難を抱えていないか情報収集する。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を年2回開催し情報共有できる体制を継続する。	年2回の圏域介護サービス事業所ネットワーク会議の他、介護支援専門員の来所時など、相談しやすい環境づくりをした。
	【地域ケア会議】 年7回開催する。	年7回、7ケース以上の検討を行う。	令和8年1月現在、6ケースの地域ケア会議開催が済んでいる。

項目	重点計画	指標・目標値	進捗状況
ケアマネジメント業務 介護予防	【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】 ①介護予防、疾病予防の啓発を行う ②介護予防ケアマネジメントの質を向上させ、介護支援専門員の業務の適正化をはかる。	①生活機能の維持・向上、生活機能低下の早期発見・早期対応の取組として、高齢者が集う場に伺い、介護予防、健康増進の講話を行う。(年3回) ②要介護状態の改善・重度化予防の取組みとして、介護支援専門員へ総合事業および社会資源の情報提供を行う。(年2回)	①講話の準備はできていたが、高齢者の集いの場の予定に入ることが出来なかった。 ②年に2回開催される圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を通して、介護支援専門員に地域の社会資源を情報提供することが出来た。更に、出席された事業所の専門職(訪問看護、施設)の方々へも伝え、社会資源の周知が出来た。

テーマ	地域課題	取組内容	取組結果
地域課題に対する取組	多分野・地域共生	多分野で地域ケア会議を開催し、役割分担を行う。サービスの変更などがあれば、その都度、支援者間で情報共有する。事例により、民生委員や近隣住民も会議に参加する。	地域ケア会議は6ケース開催した。1ケースは息子と同居であったが、昼間独居のケース。その都度支援者間で情報共有を行っている。本人、家族、司法書士、民生委員が参加した会議もあった。
	見守り	見守りが必要であるのにSOSが発信できずに把握されていないケースがある。	地域のカフェで、地区福祉会や民生委員と密に連絡を取り、情報共有や同行訪問を行い、介護保険サービスにつないだり、見守りを行った。

## 5. 担当区域内の介護保険事業所・施設等の数

介護保険事業所・施設	西部	市内	介護保険事業所・施設	西部	市内
居宅介護支援	9	42	特別養護老人ホーム	0	5
訪問介護	14	59	介護老人保健施設	0	4
訪問看護	5	25	認知症対応型通所介護	0	3
訪問リハビリテーション	0	4	小規模多機能型居宅介護	0	3
通所介護	4	24	認知症対応型共同生活介護	1	9
通所リハビリテーション	0	6	養護老人ホーム	0	1
福祉用具	1	6	軽費老人ホーム	0	2
短期入所	0	10	小規模特別養護老人ホーム	0	1
特定施設入居者生活介護	1	6	サービス付き高齢者向け住宅	5	17
合計				40	227

## 6. 評価指標項目

### ①地域包括ケアシステムの構築・推進（4項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)	
1	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	C センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。	×	×	カフェや福祉会の集まりや、ささえあいステーションと連携して、現状やニーズを把握している。

### ②組織・運営体制（20項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
6	5	【市町村により選択】*中間アウトカム指標* センター職員の定着率	<算出方法の例> ・(評価実施年の4月末時点の職員数 - 前年度内に離職した職員数) ÷ (評価実施年の4月末時点の職員数) × 100	×	×	令和7年度1名退職あり。

### ⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（10項目）


活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)	
1 8	2	A	市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	毎月の理学療法士と包括との会議にて確認している。
		B	市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	毎月の理学療法士と包括との会議にて確認している。

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
		C 市町村の方針に沿って、(指定を受けた) 圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。</li> <li>・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	×	○	毎月の理学療法士と包括との会議にて確認している。

調整用白紙ページ

# 箕面市北部・西南地域包括支援センター自己評価調書（令和7年度）

## 1. 概要

	担当区域	止々呂美小校区、西南小校区、南小校区					
	所在地	桜井 1-13-22					
	運営主体	(社福) 翠明社		管理者	中村 勝利		
	基礎数値	止々呂美	西南	南	計	市全体	
	人口 (人)	6,147 人	12,686 人	9,792 人	28,625 人	140,401 人	
	高齢者数 (人)	429 人	3,617 人	3,062 人	7,108 人	35,848 人	
	高齢化率 (%)	6.98%	28.51%	31.27%	24.83%	25.53%	
	認定者数	事業対象者	0 人	3 人	5 人	8 人	118 人
		要支援	20 人	214 人	205 人	439 人	2,253 人
		要介護	62 人	513 人	445 人	1,020 人	4,781 人

## 2. 地域特性

	止々呂美	西南	南
地理的特徴	止々呂美地区は山間部の農村地域で高齢化率が高い。森町地区の住民は、ほとんど子育て世代であり、高齢者は少ないが子どもと同居するため他市から転入する高齢者が増加傾向にある。	国道 171 号線以南（半町 4 丁目、瀬川 4・5 丁目）は急勾配の坂が多いため、外出の困難さについて相談がある。集いの場のほとんどが国道以北での開催のため、国道以南住民参加低調の原因となっている。	国道 171 号線以南（桜井 3 丁目）は急勾配の坂が多いため、外出の困難さについて相談がある。集いの場のほとんどが国道以北での開催のため、国道以南住民参加低調の原因となっている。
生活環境	森町地区センター内の内科医療機関に加えて人工透析のクリニックも開院した。歯科も開業し医療への安心感は増したが、豊能町の医療機関へ通院する人も多く、まだまだ医療基盤は弱い。大規模商業施設が森町北にオープンし、買い物の利便性が格段に向上した。	古くからの商店が高齢化や駅前再開発で閉店し、買い物や散髪に遠方まで出かけなければならず、負担を感じているとの話も聞いている。	阪急箕面線桜井駅があり、駅周辺は商店やスーパー、銀行、郵便局、医療機関などが集中し、最も人が多く集まる。
地域活動	止々呂美地区は、地域のつながりが強く、季節ごとの祭りなど様々な地域活動に住民が参画しているが、人口減少に伴う担い手不足が課題となっている。森町地区では子育てサロン、コミュニティサロンが開催されている。	いきいきサロンには2か月に1回程度職員が参加している。「西南小みんな食堂」や、ボランティアグループのコミュニティカフェなど新たな活動が始まっている。地区福社会主催のカフェが新たにオープンした。R7.4 から、マンション管理組合主催の多世代交流イベントも定例開催となり、住民主体の活動が活発化している。	南小いきいきサロンが各グループ月1回開催されている。てりは包カフェでは、ラジオ体操、コミュニティカフェ3回（1/週と1/月開催×2）、認知症カフェ（なないろカフェ・1/月開催）、哲学カフェ（1/月開催）、介護支援専門員の定期的ミーティングなど、様々な集いが開催され、活用が進んでいる。コープこうべ箕面のイートインスペースの活用に加え、10

			月からは、コープこうべが新たに開設した地域交流拠点「咲くらのかけはし」において、認知症カフェ咲くら（1/月）を開催している。今後も様々な展開が企画されている。
--	--	--	---

### 3. 担当圏域における課題

<p>○独居高齢者や高齢世帯のうち、家族が遠方に居住している事例が多く、認知面の低下や認知症発症への気づきが遅れることや、認知症がある本人や家族の支援拒否など、支援が十分行き届かない事例が増加している。</p> <p>○高齢者と障害や生きづらさを抱える子ども世帯への支援件数が増加傾向で、多機関、多職種の連携がより必要と感じる事例がある。</p> <p>○居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが、ケアマネジメントなどの情報を共有する場を新たに設ける必要がある。</p>
--

### 4. 業務ごとの目標及び進捗状況

項目	重点計画	指標・目標値	進捗状況
総合相談支援業務	<p>【総合相談】</p> <p>【ネットワークの構築】</p> <p>複合課題事例について、支援の初期から地域ケア会議などの機会を通じて、関係者との情報共有に努める。</p> <p>複合課題支援（多機関、多職種連携）に関する支援技術向上を目指す。</p>	<p>スムーズな連携のために、圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を開催し、顔の見える関係づくりを継続する（年2回）。</p> <p>所内研修や圏域介護サービス事業所ネットワーク会議のテーマとして取り上げる。</p>	<p>圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を7月に精神疾患を持つ本人家族への支援をテーマに開催した。</p> <p>第2回は認知症支援（8050）についての事例検討を2月に実施予定。</p>
	<p>【実態把握】</p> <p>複合課題世帯数を把握する。</p>	<p>複合課題世帯リストを作成する。</p>	<p>毎週行うミーティングにおいて世帯数を把握し共有している。リスト化したものを記録として残している。</p>
権利擁護業務	<p>【虐待防止・対応】</p> <p>虐待の早期発見、早期対応に取り組む。</p>	<p>事業者向けの成年後見制度や高齢者虐待防止に関する研修会を開催する。</p> <p>圏域内認知症カフェを継続して開催し、正しい知識を得ることができるような講話テーマとする。</p>	<p>新たに認知症カフェ咲くらがオープンした。圏域内では3か所目となる。企画段階から関与し正しい情報の発信に努めた。</p>
	<p>【成年後見制度の啓発・活用】</p> <p>認知症に関する正しい情報提供を継続的に行う。</p>		
	<p>【消費者被害防止】</p> <p>消費者被害情報を様々な機会を通じて情報提供し注意喚起する。</p>	<p>サロンやカフェなどで、消費者被害情報をタイムリーに提供する。</p> <p>消費者被害に関する情報提供の記録を整備する。</p>	<p>毎月開催されるいきいきサロンにおいて、タイムリーな情報発信に努めた。</p> <p>ミーティング記録に情報提供内容を記録し共有している。</p>

項目	重点計画	指標・目標値	進捗状況
包括的・継続的ケア マネジメント業務	【包括的・継続的ケア マネジメントの環境整備】 支援困難事例については、適切な情報提供や助言を行う。	三職種間で情報を共有し、チームで支援できる体制を作る。	毎週の定例ミーティング開催以外に、事例共有をタイムリーに行っている。
	【介護支援専門員への支援】 介護支援専門員とともに学ぶ機会を作る。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を開催する（年2回）。	7月、2月に開催。
	【地域ケア会議】 年7回開催する。	年7回、7ケース以上の検討を行う。	R8.1月現在、3ケースの地域ケア会議開催が済んでいる。
介護予防ケア マネジメント業務	【介護予防支援・介護予防 ケアマネジメント】 ①自立支援について学ぶ場を作る。 ②総合事業や介護保険外サービスの情報提供を行う。	①圏域介護サービス事業所ネットワーク会議で事例検討を行う。（年2回） ②サロンやカフェで総合事業や介護保険外サービスの情報提供を行う。	サロンやカフェで、介護保険サービスの有効利用や地域の通いの場の情報提供を行っている。

テーマ	地域課題	取組内容	取組結果
地域課題に対する取組	医療・介護連携	特に歯科について、かかわりの早い段階でかかりつけ歯科や受診歴を聞き取り、必要に応じて訪問歯科健診利用など、受診勧奨を行う。	歯科受診に関する情報を早い段階で収集している。取組後、3事例往診につなげることができた。
	介護	男性にも興味を持っていただきやすいイベントや集まりを案内する（哲学カフェなど）。認知症カフェで認知症介護に関するテーマを取り上げる。	認知症カフェでは、各テーブルの男女バランスを工夫し、スタッフと共有している。哲学カフェも圏域内で増やすことができた。

## 5. 担当区域内の介護保険事業所・施設等の数

介護保険事業所・施設	北部・西南	市内	介護保険事業所・施設	北部・西南	市内
居宅介護支援	5	42	特別養護老人ホーム	1	5
訪問介護	10	59	介護老人保健施設	0	4
訪問看護	1	25	認知症対応型通所介護	1	3
訪問リハビリテーション	0	4	小規模多機能型居宅介護	1	3
通所介護	5	24	認知症対応型共同生活介護	2	9
通所リハビリテーション	0	6	養護老人ホーム	0	1
福祉用具	1	6	軽費老人ホーム	0	2
短期入所	1	10	小規模特別養護老人ホーム	0	1
特定施設入居者生活介護	2	6	サービス付き高齢者向け住宅	2	17
			合計	32	227

## 6. 評価指標項目

### ①地域包括ケアシステムの構築・推進（4項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)	
1	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	C センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。	×	×	センターが行う実態調査は未実施だが、担当圏域の現状やニーズは、センター内定例会議、市内包括定例会議、圏域介護サービス事業所ネットワーク会議などの場面を通じて把握に努めている。

### ②組織・運営体制（20項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)	
3	2	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	D 特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行なっているか	・各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。例えば、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。	×	○	会議やイベントは職種ごとに主担当者を決めている。ひとりで担うのではなく、必ず複数担当となるよう努めている。
4	3	センター職員の人材確保および育成を図る	C センターに在籍する全ての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修(Off-JT)に参加できるようにしているか	・センターに在籍する全ての職員が、少なくとも年に1回は職場外の研修に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者、内容、時間数は問わない。	×	○	三職種及び計画作成担当職員が外部研修(箕面市ケアマネージャー連絡会、池田保健所など)に参加している。
6	5	【市町村により選択】*中間アウトカム指標* センター職員の定着率	<算出方法の例> ・(評価実施年の4月末時点の職員数-前年度内に離職した職員数)÷(評価実施年の4月末時点の職員数)×100	○	×	R7.3 未退職職員の充足はR7.5であった。	

③総合相談支援事業（12項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
1 0	4 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	C 相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握しているか	・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	
1 3	7 【市町村により選択】*アウトプット指標* 支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数		<記載方法の例> ・前年度に、支援を拒否したり、会うことができないような高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数を記載する。	×	○	

④権利擁護事業（11項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
1 4	1 高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	B 消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか	・少なくとも民生委員に対し情報提供し、その取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	


⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（10項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
1 8	2 市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	A 市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	
		B 市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
		C 市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。</li> <li>・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	×	○	

# 箕面市中東部地域包括支援センター自己評価調書（令和7年度）

## 1. 概要

	担当区域	萱野北小校区、萱野東小校区、豊川南小校区					
	所在地	西宿 1-17-22 EAST-1 2階（みのおキューズモール内）					
	運営主体	（社福）箕面市社会福祉協議会			管理者	上田 健太	
	基礎数値	萱野北	萱野東	豊川南	計	市全体	
	人口（人）	5,464人	14,855人	13,705人	34,024人	140,401人	
	高齢者数（人）	1,813人	3,396人	2,808人	8,017人	35,848人	
	高齢化率（%）	33.18%	22.86%	20.49%	23.56%	25.53%	
	認定者数	事業対象者	1人	10人	9人	20人	118人
		要支援	118人	195人	120人	433人	2,253人
		要介護	208人	425人	281人	914人	4,781人

## 2. 地域特性

	萱野北	萱野東	豊川南
地理的特徴	校区の北側には山が広がり、その地形の特性を活かした中高層住宅が建設され景観に恵まれている。東西の傾斜の高低はあまりないが、南北は北に向かったの登り斜面となっている。	山手から平地まで南北に広く、北側に山麓線、中心に国道171号線があり北側に向かって登り斜面となっている。圏域として広範囲の地域であり田畑も多いが、校区内に国道が横断しているため地域内の交通量も多い。	国道171号線より南側の地域。平地が多く東西に長い地域である。東側は茨木市、南側は吹田市と隣接している。新興住宅地と旧村が市内でも特に融合しているエリアとなっている。
生活環境	坂の上でエレベーターのない団地も多く、車の運転ができなくなると買い物や通院などに困る。校区内はコンビニ・ミニコープがあるものの大型店舗はない。校区としてのエリアがコンパクトなためサービス事業所も少ない。大きめの公園が2つあり、住民活動の拠点として活用されている。	大型店舗が多く買い物には便利なエリアもあるが、バスの時間やルートによっては足腰が弱ると買い物が困難になる。令和5年度末に北大阪急行の最北端の駅として箕面萱野駅が開業し、千里中央駅への直行バスは令和5年9月に終了。箕面萱野駅周辺の道路開通などもあり、今後も少しずつ環境に変化が生じる可能性がある。	東西に延びるバス通りにスーパー、コンビニ、ドラッグストアや飲食店が多数出店している。箕面駅方面よりも千里中央駅のほうが近く、そちらに買い物に行く住民も多かったが、北大阪急行の延伸に伴いバス路線が変更、千里中央駅への直通がなくなりライフスタイルに多少の変化が生じている。
地域活動	山麓線より上で月1回・下で月1回のサロンが行われており、コミュニティセンターを活用してコミュニティカフェが毎週火曜日午前中に開催されている。コミュニティセンターの活動も活発でサークル発表会や寄席、祭りなどが毎年行われている。朝の登校時にボランティアが要所要所に立ち、声かけをしている。	ここ数年でコミュニティカフェが増えており、校区内で複数箇所の活動がある。その他自治会館やコミュニティセンターでサークル活動（卓球・体操等）が行われている。マンション集会所を拠点としたサロンも数か所あり、集合住宅住民の交流も行われている。	月2回開催のサロンが1か所、年6回開催のサロンが1か所、年4～5回開催の仲良しサロンが1か所、その他シニアクラブがお出かけサロン等を活発的に行っている。年齢に関係なく、立ち寄れるカフェは毎週開催している。多文化交流センターが地域内にあり、外国籍市民との交流も活発に行われている。

### 3. 担当圏域における課題

- 単身で身寄りがない、あるいは疎遠であるなどの相談者が増加している。
- 高齢者本人や家族からの無理な要求、ハラスメントが増加傾向にある。
- 戸建て、集合住宅にかかわらず入居が同時期の世帯が一斉に高齢化しているエリアがあり、情報やサービスに早期にアクセスできる環境整備が必要。

### 4. 業務ごとの目標及び進捗状況

項目	重点計画	指標・目標値	進捗状況
総合相談支援業務	【総合相談】 人口数、高齢化率などをもとに担当割を再考。年間を通して業務分担を確認していく。	相談者数、延べ対応件数などをもとに特定の職員に負担がないか確認していく。	相談件数や事務的な負担の平準化のため年度内に職員担当エリアの再編を行った。
	【ネットワークの構築】 ニーズの早期発見・早期対応ができるように、地域の様々な関係機関とのネットワークをさらに拡充、強化する。	ささえあいステーションとの情報交換の場を設け、地域課題や地域資源について話す場を定期的実施する。	包括とささえあいステーションの話し合いの場を2か月に1回設けた。 地域資源や課題の掘り下げについては今後検討が必要だが、マンション集会所でのサロンなどがスタートした。
	【実態把握】 地域活動を通じて地域課題を把握し、その解決に努める。	各地区福祉会や民生委員児童委員協議会等の会議に参加し情報共有を行う。	民生委員、地域活動者から個別の相談や日々の異変について情報共有を行った。
権利擁護業務	【虐待防止・対応】 虐待の早期発見・早期対応に取り組む。	早期発見のために地域団体（民生委員児童委員協議会、地区福祉会など）への啓発を行うとともに、連絡あれば早急に事実確認を行う。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議や圏域ケアマネ勉強会を通じて支援者向けの研修を実施したが、地域向けには実施できていない。
	【成年後見制度の啓発・活用】 成年後見制度の周知や啓発を継続し、利用促進に努める。	年2回ある圏域介護サービス事業所ネットワーク会議で専門職への周知を行う。	成年後見制度の周知等は実施できていない。
	【消費者被害防止】 介護支援専門員などへ消費者被害の実態や対応策などを発信していく。 萱野北小地区でのオレンジカフェを立ち上げ、継続に向けて取り組んでいく。	箕面市居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所連絡会を通じて、市内の主任介護支援専門員を中心に研修を実施する。 2か月に1回程度のオレンジカフェの継続実施。	消費生活センターと合同で介護支援専門員向け研修会を実施。 萱野北小地区でのオレンジカフェは開催場所を変更しながら実施。
包括的・継続的	【包括的・継続的ケア マネジメントの環境整備】 介護支援専門員から相談があった支援困難ケースについて、積極的に後方支援を行う。	地域ケア会議に至らないものでも、同行訪問や介護支援専門員からの相談に対応していく。	同行訪問を行い、家族や支援者と今後の支援について相談を行った。

項目	重点計画	指標・目標値	進捗状況
ケアマネジメント業務	【介護支援専門員への支援】 圏域介護サービス事業所ネットワーク会議で、介護支援専門員等との交流を深める。	年2回、圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を実施。圏域ケアマネ勉強会も年2回実施予定している。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議2回、圏域ケアマネ勉強会2回実施。アンケートを実施し、次年度の要望などもいただく。
	【地域ケア会議】 年7回開催する。	年7回、7ケース以上の検討を行う。	地域ケア会議の開催回数5件
介護予防ケア マネジメント業務	【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント】 ①介護予防の啓発に積極的に取り組む。 ②要支援の委託については、特定の事業所に偏りが出ないように圏域の各事業所へ依頼していく。	①比較的外出が可能なかたにはサロンをはじめとしたインフォーマルな場の紹介も行う。 ②事業所負担を分散できるような順番や所属ケアマネの人数に応じて依頼していく。	①独歩可能なかたへはサロンや認知症カフェを紹介。定着のための工夫は必要。 ②特定の事業所に偏りがでないように分散して依頼ができた。

	テーマ	地域課題	取組内容	取組結果
地域課題に対する取組	支援者への過度な要求	利用料を支払って受けるサービスという認識が強く、ルールや制限のある公共サービスであるという認識が薄い。	制度として可能なこと、不可能なことを介護支援専門員や事業所と整理し、支援者によって利用者へ説明が異なることがないように統一する。包括や介護支援専門員から繰り返し説明を行う。	重要事項説明書にカスタマーハラスメントに関する記載を追記し、制度説明などについては、これまで以上に丁寧に行った。
	「障害サービスと高齢サービス」 「経済的課題と高齢サービス」 など課題が複数ある世帯	居住年数が長く、かつ近隣住民との関係も希薄であると、課題が複数化、重篤化してから発見される傾向がある。	高齢サービス以外の課題について、他部署と一緒に動く、あるいはその部署とのつながりを作るために情報共有し一緒に対応していく。	複合的な課題が見えた時点で、対応可能な部署などへ早めに相談し、つないでいけるように相談している。

## 5. 担当区域内の介護保険事業所・施設等の数

介護保険事業所・施設	北部・西南	市内	介護保険事業所・施設	北部・西南	市内
居宅介護支援	12	42	特別養護老人ホーム	3	5
訪問介護	10	59	介護老人保健施設	1	4
訪問看護	10	25	認知症対応型通所介護	1	3
訪問リハビリテーション	1	4	小規模多機能型居宅介護	0	3
通所介護	4	24	認知症対応型共同生活介護	2	9
通所リハビリテーション	2	6	養護老人ホーム	0	1
福祉用具	2	6	軽費老人ホーム	1	2
短期入所	4	10	小規模特別養護老人ホーム	0	1
特定施設入居者生活介護	2	6	サービス付き高齢者向け住宅	3	17
合計				58	227

## 6. 評価指標項目

### ①地域包括ケアシステムの構築・推進（4項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
1	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	×	×	実態調査はできていない

### ②組織・運営体制（20項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
2	1	市町村の実施方針に従って、地域包括センターの機能強化に向けた事業を作成し、必要に応じて改善を図る	市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか	×	×	事業報告などを通じて実施方針や重点事業は作成しているが会議メモなどはない

③総合相談支援事業（12項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
1 3	7	【市町村により選択】*アウトプット指標* 支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数	<記載方法の例> ・前年度に、支援を拒否したり、会うことができないような高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数を記載する。	×	○	

④権利擁護事業（11項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)	
1 4	1	高齢者の権利擁護のため の普及啓発や 対応を行う	B 消費者被害に関する 情報を、民生委員、介 護支援専門員、ホーム ヘルパー等へ提供 しているか	・少なくとも民生委員に対し情報提供し、その取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	消費生活センターの資料提供など実施


⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（10項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)	
1 8	2	A	市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	本年度から実施
		B	市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	本年度から実施

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
		C 市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。</li> <li>・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>	×	○	上記2項目を通じて実施

# 箕面市東部地域包括支援センター自己評価調書（令和7年度）

## 1. 概要

	担当区域	豊川北小校区、東小校区、彩都の丘小校区					
	所在地	粟生間谷西 6-7-7（奥自治会館 2 階）					
	運営主体	（社福）大阪府社会福祉事業団			管理者	塩田真喜子	
	基礎数値	豊川北	東	彩都の丘	計	市全体	
	人口（人）	9,170 人	10,323 人	6,982 人	26,475 人	140,401 人	
	高齢者数（人）	2,687 人	3,604 人	294 人	6,585 人	35,848 人	
	高齢化率（%）	29.30%	34.91%	4.21%	24.87%	25.53%	
	認定者数	事業対象者	6 人	24 人	1 人	31 人	118 人
		要支援	208 人	233 人	8 人	449 人	2253 人
		要介護	355 人	469 人	42 人	866 人	4781 人

## 2. 地域特性

	豊川北	東	彩都の丘
地理的特徴	急峻な坂道が多く、車の運転ができなくなると、一歩も外出できなくなる地区も多い。	急な坂道が多く、車の運転ができなくなると、一歩も外出できなくなる地区も多い。東生涯学習センター、東図書館、豊川支所など文化関係施設がある。	新規に開発された地域では、比較的若い世代が多く、転入してきた少数の高齢者が孤立している。急峻な坂道が多く、車の運転ができなくなると、一歩も外出できなくなる地区も多い。
生活環境	1970 年代以降に開発された住宅地が年数を重ね、高齢化が進んでいる。 宅地制限があり、商店やクリニックが少ない。 R9 年に大型商業施設の開発に向けた整備が始まっている。	1970 年代以降に開発された住宅地が年数を重ね、高齢化が進んでいる。開業医の世代交代が進行中で訪問診療も始まっている。	公共福祉施設や医療・介護保険事業所の所在が少なく、遠方まで通うしかない。 大きなマンションが次々と建設されている。
地域活動	旧村民を中心に互助意識が高い住民と、新規転入で交流の少ない住民とが混在している。 認知症カフェを毎月 1 回開催している。	自治会・地区福祉会活動が活発ではあるが、自治会加入率は低迷しており、担い手の固定化の限界がある。 認知症カフェを毎月 1 回（3 か所をローテーション）開催している。	R7 年 4 月に彩都の丘小学校地区福祉会が設立された。 地域のカフェが 2 か所開催されている。

## 3. 担当圏域における課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通弱者の買い物を含む輸送手段について、「のるーと箕面」の実証実験中。利用し慣れている高齢者も増えているようであるが、利用したことがない方もまだまだ多いため周知が必要。</li> <li>○認知症高齢者や身寄りのない方、精神疾患を抱える方の地域での生活を支える体制づくりが必要。</li> </ul>
--

#### 4. 業務ごとの目標及び進捗状況

項目	重点計画	指標・目標値	進捗状況
総合相談支援業務	【総合相談】 地域の方に、幅広く継続的に包括の周知活動を行い、丁寧に相談対応を行う。	包括のチラシやマグネットの配布により、地域住民に包括を周知する。	サロンやカフェ参加時や個別相談のための訪問時に包括のチラシやマグネットを配布して周知活動を行っている。
	【ネットワークの構築】 ニーズの早期発見・早期対応ができるように、各関係機関や地域との連携を強化する。	地域のサロンやカフェ、関係機関が参加する会議などに参加し、顔の見える関係づくりを継続的に行う。	地域のサロンやカフェ、関係機関が参加する会議などに積極的に参加し、連携強化を行っている。
	【実態把握】 地域活動を通じて地域課題を把握し、その解決に努める。	ささえあいステーションと連携し、各校区の課題の解決に向けた取組を進める。	2か月に1回ささえあいステーション職員と情報共有のための会議を行い、各地区の課題について話し合っている。
権利擁護業務	【虐待防止・対応】 虐待の早期発見・早期対応に取り組む。 【成年後見制度の啓発・活用】 成年後見制度の周知や啓発を継続し、金銭管理等に困っている方の早期発見・早期対応を行う。	住民向けの成年後見制度や高齢者虐待防止に関する研修会を開催する。(年2回以上)	成年後見制度に関する研修は2回以上開催した。 虐待防止に関する研修は1月～3月で開催予定。
	【消費者被害防止】 消費生活センターや警察と連携し、消費者被害に関する情報を地域へ発信する。	消費生活センターや警察からの啓発チラシを毎回のサロン講話時に持参し、啓発を強化する。	警察からの啓発のチラシを配布したり、消費者被害の情報を伝えたり被害防止に努めている。
ケアマネジメント業務 包括的・継続的	【包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備】 介護支援専門員から相談があった支援困難ケースについて、積極的に後方支援を行う。必要があれば地域ケア会議につなげる。	三職種で対応方針を検討し、的確な後方支援ができる体制を整える。認知症カフェの運営を地域の方に声をかけながら行う。	介護支援専門員からの相談があれば、その都度対応を検討し、必要があれば同行訪問を行っている。認知症カフェに関しては圏域内で毎月2回ずつ開催している。
	【介護支援専門員への支援】 圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を開催し、地域の介護支援専門員やサービス事業所との交流を深める。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を年2回開催し、介護支援専門員等との連携や情報共有を継続する。	圏域介護サービス事業所ネットワーク会議を7月、11月に開催した。
	【地域ケア会議】 年7回開催する。	年7回、7ケース以上の検討を行う。	現在4ケース開催した。

項目	重点計画	指標・目標値	進捗状況
介護予防ケアマネ シメント業務	【介護予防支援・介護予防 ケアマネジメント】 介護予防講座や地域のサロン を紹介し、介護予防の啓発に 積極的に取り組む。	地域から声のかかったサロ ン・カフェ等には積極的に参 加し、介護予防・健康づくりに 関する講話を行う。(月3回以 上)	地域のサロン・カフェには積 極的に参加している。三職種 がまんべんなく参加できるよ うに、年間で予定表を作成し 計画を立てている。介護予防 や健康に関する講話を行って いる。

	テーマ	地域課題	取組内容	取組結果
地域課題に対する取組	医療・介護連携	医療と介護の連携が必要 な困難ケースが増加して いる。	病識の欠如、介護力のない本 人家族等の支援には、主治医を はじめ、多機関での情報共有、 連携が必要であることから、地 域ケア会議を開催し、今後の方 向性を検討する。	地域の民生委員や自治会長も 参加した地域ケア会議を開催 し、それぞれの役割を確認し た。
	多分野・地域共生	高齢者と障害のある子ども でサービスや医療拒否のた め支援が進まない。民生委員 や地域住民が見守りはしてい るが、サービス介入が困難。	地域ケア会議等に別居の家族 や地域住民・民生委員に参加 していただき、情報共有を行い 、サービス介入のタイミングを 見極める。	高齢分野と障害分野と生活困 窮分野の支援者が連携し、必 要なサービス介入ができた。

## 5. 担当区域内の介護保険事業所・施設等の数

介護保険事業所・施設	東部	市内	介護保険事業所・施設	東部	市内
居宅介護支援	4	42	特別養護老人ホーム	0	5
訪問介護	8	59	介護老人保健施設	2	4
訪問看護	4	25	認知症対応型通所介護	0	3
訪問リハビリテーション	1	4	小規模多機能型居宅介護	1	3
通所介護	4	24	認知症対応型共同生活介護	1	9
通所リハビリテーション	2	6	養護老人ホーム	0	1
福祉用具	0	6	軽費老人ホーム	0	2
短期入所	2	10	小規模特別養護老人ホーム	0	1
特定施設入居者生活介護	1	6	サービス付き高齢者向け住宅	2	17
			合計	32	227

## 6. 評価指標項目

### ①地域包括ケアシステムの構築・推進（4項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)	
1	1	市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	C センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。	×	×	未実施。実態調査はしていないがカフェや地域のサロン・会議等にて現状やニーズを把握している。

### ②組織・運営体制（20項目）

活動目標		取組内容	留意点	R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)	
2	1	市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	C 市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか	・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	×	重点目標は設定済みだが、検討の記録がないため今後検討する。
3	2	センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	D 特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行なっているか	・各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。例えば、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。	×	○	地域のサロン・カフェ・各種会議に関して専門性を考慮して年間で計画を立て一覧表にしている。相談ケース対応は偏りが無いように配慮するとともに、困難ケースに関しては主担・副担

活動目標			取組内容		留意点		R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
									を決めて定期的に事業所内で振り返りを行う会議を行っている。

⑤包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（10項目）

活動目標			取組内容		留意点		R6	R7	補足説明欄 (判断根拠など)
1 8	2	市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	A	市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	R7年10月より実施。	
			B	市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成する更新の介護予防サービス計画を確認しているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	R7年10月より実施。	
			C	市町村の方針に沿って、(指定を受けた)圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援になっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。	×	○	R7年10月より実施。	

## 国評価指標（地域包括支援センター用）

### 1. 地域包括ケアシステムの構築・推進

活動目標	取組内容	留意点
1 1 市町村全体を踏まえた担当圏域の現状および将来像やニーズを把握する	A 人口動態、市町村が行う介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査の結果等の量的データによって、地域の高齢者に係る現状や将来の状況等を把握しているか	・いずれかの量的データによって、市町村全域や担当圏域の現状や将来予測等（例：高齢化率や世帯状況の推移、高齢者のニーズ等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
	B 介護保険事業計画、老人福祉計画、地域福祉計画等から、地域の高齢者に係る課題等を把握しているか	・いずれかの計画を確認して、市町村または担当圏域の高齢者に係る課題（例：75歳以上の者の転入が多く軽度者の介護サービス需要が増す見込み等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
	C センターが行う実態調査によって、担当圏域の現状やニーズを把握しているか	・センターで実態調査を実施していない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。
	D 相談内容や地域ケア会議等の内容を分析し、担当圏域の地域課題を把握しているか	・相談内容の分析または地域ケア会議等によって、担当圏域の課題等（例：移動手段の不足、情報周知の未徹底等）を把握し、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。

### 2. 組織・運営体制

活動目標	取組内容	留意点
2 1 市町村の実施方針に従って、地域包括支援センターの機能強化に向けた事業計画を作成し、必要に応じて業務改善を図る	A 市町村が定めるセンターの事業の実施方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか	・データまたは紙面等で策定されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
	B 当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価における課題への適切な対応策を含めているか	・当該年度のセンターの事業計画に、前年度の事業評価で取り上げた課題に対して適切な対応策が記載されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の事業評価で課題が把握されなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う
	C 市町村の実施方針や担当圏域の地域課題等を踏まえ、センターの事業計画に重点目標を設定しているか	・重点業務を定めた検討の記録（検討に関する会議のメモ、議事録等）が残され、かつセンターの事業計画に重点目標として記載している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
	D センターの事業計画の重点目標に基づいて達成状況を分析し、必要な業務改善を行っているか	・前年度のセンターの事業計画の達成状況およびその背景を分析して、センターの業務改善が図られている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・前年度の分析で業務改善が必要な事項がなかった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
3 2 センターが効果的に運営できるように、組織マネジメントを行う	A センター長等の責任者の役割を文書で明確に示し、職員に周知しているか	・センター業務の責任者の役割を文書で示し、かつ職員に周知している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・ここでの文書は、市町村が実施方針等でセンター長の役割を示している場合も該当する。 ・センター業務の責任者がいない場合は、項目を満たしていないものとして取り扱う。
	B センターの事業計画を共有する会議等の機会を設け、これに基づく職員個々の取組内容を確認しているか	・センターの事業計画を共有する会議等において、職員個々の取組内容を確認している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・会議等の形式は問わない。
	C センターの業務量を把握したうえで、業務の最適化を図るための対応を行っているか	・センターの業務量を把握したうえで、例えば、事務職員への業務分担や、センター職員が作成する介護予防サービス計画の上限数を決めて、それ以上のプランを委託する等の何らかの業務最適化の工夫を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
	D 特定の職員に業務が偏らず、チームアプローチを推進するために業務分担のルールや仕組みづくりを行っているか	・各職員の業務量を把握したうえで、専門性を踏まえた業務分担を行うためのルール等を定めている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。例えば、資格ごとに4事業の主担当を割り振ったうえで、資格によらず複数人がチームとして活動するようにルール化することや、業務別に主担当と副担当を決めて、年度ごとに順次交代していく仕組みなどが該当する。
	E <b>【市町村により選択】</b> センター業務にICTを活用するなど、センターの業務効率化に取り組んでいるか	・例えば、職員毎のパソコンやタブレットの配布、Wi-Fiの整備、介護予防サービス計画等のデータ連携のためのシステム、センター間等の総合相談支援事業の効果的な実施のためのデータ共有システム、オンライン相談等のためのタブレット端末、音声入力による記録作成、地域住民がセンターに気軽に相談できる体制整備のためのチャットボット、センター業務の効率化を図るためのAIの導入などが行

活動目標		取組内容		留意点
4	3	センター職員の 人材確保および 育成を図る	A センターの人材確保や定着を進めるための取組を行っているか	<p>われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の人材確保や定着を目的として、例えば、地域の専門職養成機関等と連携して実習を受け入れる、上司との面談の機会を設ける、資格取得を保障する、研修受講機会を保障する、休暇を取りやすくする等の取組を推進している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
			B センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場で研修を実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターに在籍する全ての職員が参加できる職場での研修を年に1回以上開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>研修の主催者、内容、時間数は問わない。</li> </ul>
			C センターに在籍する全ての職員が、計画的に職場での仕事を離れて研修（Off-JT）に参加できるようにしているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターに在籍する全ての職員が、少なくとも年に1回は職場外の研修に参加している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>研修の主催者、内容、時間数は問わない。</li> </ul>
			D センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、メンタルヘルス対策を実施しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>メンタルヘルス対策として、例えば、職員に対するストレスチェックの実施、メンタルヘルスに関する研修会の開催、メンタルヘルスに関する相談窓口・担当者の設置、専門家によるカウンセリング機会の提供などが行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
			E <b>【市町村により選択】</b> スーパービジョンまたはコンサルテーションが受けられる体制を整えているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパービジョンについては、センターの上司や同僚による場合、外部のスーパーバイザーによる場合など、いずれも項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>コンサルテーションについては、センター外の専門職による場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
5	4	市町村が示している個人情報の取扱方針や苦情対応方針に従い、センターにおいて適切に対応する体制を整え実践する	A 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
			B 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>持出や開示に備え、個人情報の取り扱いについて整理のうえ、データまたは紙面を整備し、持出・開示時に適正に対処している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
			C 市町村の方針に沿って、個人情報漏えいとセンターが受けた苦情に対して、対処および市町村への報告（共有）の体制を構築しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の方針に沿って、個人情報漏えいと苦情の両方に対して、対処および市町村への報告の体制を整備し、それをデータまたは紙面で整備している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
			D センターへの苦情内容をもとに業務を改善しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>例えば、センターのホームページのアクセス地図がわかりにくいという苦情をもとに地図をわかりやすくする、電話がつながりにくいという苦情をもとに外出中の職員の携帯電話へ転送するといった取組を行った場合に、項目を満たすものとする。</li> <li>センターへの苦情が全くない場合も、項目を満たしているものとする。</li> </ul>
			E <b>【市町村により選択】</b> センターに対する利用者や家族からのカスタマー・ハラスメントに適切に対応する体制をセンターとして整備しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者や家族からのクレーム等が社会通念上不相当であり、これによってセンター業務が阻害されるようなカスタマー・ハラスメントの予防や対応体制（弁護士への相談体制等）を法人等が構築している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>カスタマー・ハラスメントに関する研修の実施やマニュアルの作成なども体制の整備に該当する。</li> <li>市町村が整備している場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
6	5	<b>【市町村により選択】</b> *中間アウトカム指標* センター職員の定着率		<p>&lt;算出方法の例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(評価実施年の4月末時点の職員数－前年度内に離職した職員数) ÷ (評価実施年の4月末時点の職員数) ×100</li> </ul>

### 3. 総合相談支援事業

活動目標		取組内容		留意点
7	1	地域包括支援ネットワークを構築する	A 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員、連絡先、特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス事業者、医療機関、民生委員のいずれの情報も管理している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> <li>データまたは紙面で整備されており、逐次見直しを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
			B 気になる高齢者等に関して、関係機関、民生委員、地域住民から連絡が寄せられるネットワーク体制を構築しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃より関係者から地域の情報が寄せられる状況にある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>
			C 相談経路を分析して、高齢者等への支援に必要な新たな支援機関等と連携しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談経路を分析したうえで、すでに十分に連携できており、新たな支援機関等との連携が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。</li> </ul>

活動目標		取組内容	留意点
		D <b>【市町村により選択】</b> 高齢者福祉分野以外の関係機関・関係者と意見交換する機会を設けるなど、分野を横断した新たなネットワークを構築しているか	・関係者と意見交換をする機会を設けるなどしたうえで、すでに十分に分野を横断したネットワークを構築しており、新たなネットワークの構築が不要と判断された場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。
8	2 市町村と相談事例を共有・分析し、支援に活かす	A 相談事例の分類方法に沿って、1年間の相談件数等を市町村に報告しているか B 相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか C 相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村から後方支援を得ているか D 相談内容を分析して、対応ルールの作成や研修の開催等を行い、職員の実践力の向上に活かしているか	・市町村またはセンターが定めた分類方法のもと、相談件数を市町村に報告している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ・相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関につなげ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ・相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・終結条件を定めることで、相談事例の課題に対し、支援の方針が明確化されるとともに、センター以外の適切な機関や地域等で相談者を支える体制が構築される。 ・市町村とセンターが対応が困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築しており、かつ、市町村への支援要請に市町村が対応した場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村とセンターの連携体制が構築されているが、市町村への支援要請が不要であった場合も、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・研修の主催者や内容等は問わない。
9	3 家族介護者支援に取り組む	A 夜間・早朝の窓口または平日以外の窓口（連絡先）を設置して住民に周知し、家族介護者等が相談しやすい環境を整えているか B 支援が必要な家族介護者を早期に発見するための取組を行っているか C 家族介護者に対するアセスメントを行い、状態やニーズに応じて適切な社会資源に関する情報を提供しているか D 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか E <b>【市町村により選択】</b> 家族介護者に対する予防的な取組を行なっているか	・窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口（連絡先）の設置」とみなす。 ・センターの連絡先や相談窓口に関する解説を記載したリーフレット、パンフレット、ホームページ等により周知を行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・ヤングケアラー、ダブルケアラー、生活困窮者など、家族に支援が必要な状態にある場合、児童、障害、生活困窮等に関わる行政の部門や地域団体等と連携し、早期発見・早期対応に取り組んでいる場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・家族介護者に対するアセスメントを行い、その結果に基づいて、必要な情報を提供している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・家族介護者のニーズに応じた情報提供や家族介護者の集まりの開催（家族介護教室、サロン等）などを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・家族介護者のニーズに応じた情報提供や家族介護者の集まりの開催（家族介護教室、サロン等）などを行っている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
10	4 複合的な課題を持つ世帯の相談に適切に対応する	A 相談者とともに複合的課題を整理してニーズを明確にしているか B ニーズに応じて適切な社会資源につなげ、必要に応じてつなげた社会資源と協働しているか C 相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容等の実態を把握しているか D 相談内容を分析して、複合的な課題を持つ世帯の相談対応の改善に活かしているか	・複合的な課題を持つ世帯とは、8050 問題、ダブルケア、ヤングケアラー、生活困窮、家族に障害がある等の複合的な課題を抱える世帯をいう。 ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・データや紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・相談内容の分析結果をもとに、対応ルールや必要だと考えられる知識や技術に関する研修等を開催するなど何らかの対応をしている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
11	5 <b>【市町村により選択】</b> ＊アウトプット指標＊ 高齢者福祉分野以外の機関からの照会件数		<記載方法の例> ・前年度に総合相談として対応した件数を記載する。
12	6 <b>【市町村により選択】</b> ＊アウトプット指標＊ 1年間の相談件数		<記載方法の例> ・前年度にセンターで対応した相談件数について記載する。
13	7 <b>【市町村により選択】</b> ＊アウトプット指標＊		<記載方法の例>

活動目標	取組内容	留意点
	支援を拒否する高齢者等へのアウトリーチのケース数	・前年度に、支援を拒否したり、会うことができないような高齢者等にアウトリーチをしたことのあるケース数を記載する。

#### 4. 権利擁護事業

活動目標	取組内容	留意点 備考
14	1 高齢者等の権利擁護のための普及啓発や対応を行う	<p>A 市町村から共有されている成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準を確認しているか</p> <p>B 消費者被害に関する情報を、民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等へ提供しているか</p> <p>C 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、適切に対応しているか</p> <p>D 高齢者虐待事例および高齢者虐待が疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか</p> <p>E センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論、報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか</p> <p>F <b>【市町村により選択】</b> センターに在籍するすべての職員が高齢者等の権利擁護に関する研修を受講しているか</p>
15	2 <b>【市町村により選択】</b> *アウトプット指標* 権利擁護に関する相談件数	<p>&lt;記載方法の例&gt;</p> <p>・前年度にセンターで対応した相談件数のうち権利擁護に関する相談件数を記載する。</p>
16	3 <b>【市町村により選択】</b> *アウトプット指標* 成年後見制度の申立て支援件数	<p>&lt;記載方法の例&gt;</p> <p>・前年度の市町村長申立て支援と本人・親族による申立て支援全てのケース数を記載する。</p>

#### 5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

活動目標	取組内容	留意点
17	1 担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う	<p>A 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握しているか</p> <p>B 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類・件数を把握した上で、研修会、事例検討会、地域ケア会議等を開催しているか</p> <p>C 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか</p> <p>D 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか</p> <p>E 介護支援専門員を対象にした研修会や事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示しているか</p>
18	2 市町村の方針に則り、介護予防サービス計画の検証を行う	<p>A 市町村の方針に沿って、指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所が作成する新規の介護予防サービス計画を確認しているか</p> <p>B 市町村の方針に沿って、指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所が作成する</p>

活動目標		取組内容	留意点
		更新の介護予防サービス計画を確認しているか	・該当するサービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。
		C 市町村の方針に沿って、指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、その検証をしているか	・市町村の方針がない場合には、項目を満たしていないものとして取り扱う。 ・市町村の方針に沿って、圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援となっているか等の視点に基づき議論が行われ、その記録がある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・該当する介護予防サービス計画がない場合には、項目を満たしているものとして取り扱う。
		D 【市町村により選択】 市町村の方針に沿って、指定を受けた圏域内の居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画を抽出し、地域ケア会議でその検証をしているか	・地域ケア会議で、居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画について、利用者本人の意思が十分に反映されているか、地域を基盤とした支援となっているか、利用者の状態の維持・改善に向けた支援となっているか等の視点に基づき議論が行われている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・地域ケア会議の開催は問わない。
19	3	【市町村により選択】*アウトプット指標* 介護支援専門員からの相談受付件数	<記載方法の例> ・前年度の介護支援専門員からの相談件数を記載する。

## 6. 地域ケア会議

活動目標		取組内容	留意点	
20	1	センター主催の個別ケースを検討する地域ケア会議において、多様な視点から個別事例の検討を行い、対応策を講じる	A センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域の関係機関に対して周知しているか	・運営方針をデータまたは紙面で示し、センター職員、会議参加者、地域の関係機関すべてに対して周知している場合に、項目を満たしているものとする。
		B センター主催の地域ケア会議において、多職種等と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか	・地域ケア個別会議において、多様な専門職や民生委員等とともに、自立支援・重度化防止等の観点から課題の明確化、目標や優先順位の検討・決定、モニタリング方法の検討・決定等を行なった場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・センター主催の地域ケア個別会議を設置していない場合にも、市町村主催の地域ケア会議で対応できていれば、項目を満たしているものとして取り扱う。	
		C 市町村が共有した地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で適切に対応しているか	・個人情報の取扱方針に基づき対応している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村から示された方針に基づき、参加者に十分説明をした上で開催していること。	
		D 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築・実行しているか	・ここでのモニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされたすべての事例において実施している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	
		E センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか	・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	
21	2	地域ケア会議において、地域課題を把握し、適切に対応する	A センター主催の地域ケア会議（地域ケア個別会議）において、地域課題の可能性のある課題を抽出しているか	・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・市町村に伝えているかどうかは問わない。
		B センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において、地域課題や自立促進要因について共有し、その後の対応を検討しているか	・データまたは紙面で記録している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。地域課題や自立促進要因の共有のみでは該当しないが、1回の地域ケア会議ですべての検討を行う必要はない。 ・検討結果を市町村に伝えているかどうかは問わない。	
		C センター主催の地域ケア会議（地域ケア推進会議）において把握した地域課題や対応等を、市町村に報告しているか	・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。	
		D 地域課題の整理・分析・対応等を行なうために、市町村レベルの地域ケア会議（地域ケア推進会議）等に参加または資料提出しているか	・参加または資料提出していない場合でも、事前にセンターから市町村へ地域課題を伝えており、その内容を元に地域課題の整理・分析・対応等が行われている場合は、項目を満たしているものとして取り扱う。	
22	3	【市町村により選択】*アウトプット指標* センター主催の地域ケア会議を経て、市町村レベルの地域ケア会議に地域課題を報告した数	<記載方法の例> ・前年度に、センター主催の地域ケア会議を活用して把握した地域課題について、市町村レベルの地域ケア会議に報告した数を記載する。 ・地域課題としては、例えば、移動困難、買い物困難、通いの場の不足、脆弱な地域の見守り体制、多職種連携困難などが挙げられる。	

## 7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援

活動目標		取組内容	留意点
23	1	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を適切に実施する	
		A 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、市町村から示された基本方針を、センター職員及び介護支援専門員に周知しているか	・基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）および多職種の視点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
		B 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけているか	・ケアプラン作成において、必要に応じて保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の地域の社会資源を位置づけたことがある場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。該当するケアプランの数は問わない。
		C 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか	・介護予防手帳に限らず、利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され（日々の健康チェックや運動に関する情報提供、慢性疾患に応じた自己管理の留意点など）、それを活用している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
		D 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録および進行管理を行っているか	・委託実施していない場合は、市町村がセンターに対し、市町村が作成した指針をデータまたは紙面で示している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
		E 市町村から示された介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針を遵守しているか	・委託の有無にかかわらず、指針が紙面またはデータで共有され、かつ、それを遵守している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
		F <b>【市町村により選択】</b> 介護予防ケアマネジメントの成果を把握するために、要支援者または事業対象者の日常生活の自立度の変化について、定期的な評価を行っているか	・日常生活の自立度の変化を把握するための指標として、例えば、ADL、IADL、バーセルインデックス等が考えられる。 ・要支援者または事業対象者のうち、日常生活の自立度が維持・改善した人の割合などにより、介護予防ケアマネジメントの成果を評価している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。
24	2	<b>【市町村により選択】</b> *中間アウトカム指標* 介護予防ケアマネジメント対象者のうち状態が維持または改善した人の割合	<算出方法の例> ・前年度のある時点の介護予防ケアマネジメント対象者のうち、例えば、基本チェックリストの合計点が前回調査より減少または変化がなかった者、要支援または要介護に移行しなかった者などの割合。 ・各市町村の人口構造等により実情が異なると考えられることから、上記例示の他にも様々な指標が中間アウトカムとなり得ることが想定される。

## 8. 包括的支援事業（社会保障充実分）

活動目標		取組内容	留意点
25	1	事業間連携を推進する	
		A 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対して、相談を行っているか	・相談の回数は問わない。
		B 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体とともに、地域における高齢者のニーズや社会資源について協議を行っているか	・生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターおよび協議体いずれとも協議している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・生活支援コーディネーターや就労的活動支援コーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該コーディネーターとが協議を行っている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。
		C 認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターと、支援対象者に関する情報共有を図っているか	・認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業、認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターに情報提供した事例のほか、当該チーム員、推進員またはコーディネーターが直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、項目を満たしているものとして取り扱う。 ・認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員またはチームオレンジコーディネーターがセンターに配置されており、センター職員と当該チーム、推進員またはコーディネーターとが連携する体制が取られている場合にも、項目を満たしているものとして取り扱う。
		D 包括的支援事業の充実のために、医療関係者と合同の事例検討会や勉強会に参加しているか	・在宅医療・介護連携推進事業による実施か否か、また、参加回数は問わない。 ・認知症初期集中支援チームと合同で開催するものも含む。
		E <b>【市町村により選択】</b> 生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターや協議体と協働して地域活動を促進しているか	・地域活動の内容は、例えば、住民主体の活動をしているリーダーのつながりの構築支援、地域活動に関する男性高齢者への周知など。 ・地域活動の主体は、例えば、住民、ボランティア団体、NPO団体、民間企業など。
26	2	<b>【市町村により選択】</b> *アウトプット指標*	<記載方法の例>

活動目標	取組内容	留意点
	医療関係者と合同の事例検討会や勉強会の実施数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護連携推進事業に限らず、前年度に医療関係者と合同で実施した事例検討会や勉強会の数を記載する。</li> <li>・認知症初期集中支援チームと合同で開催したものも含む。</li> </ul>



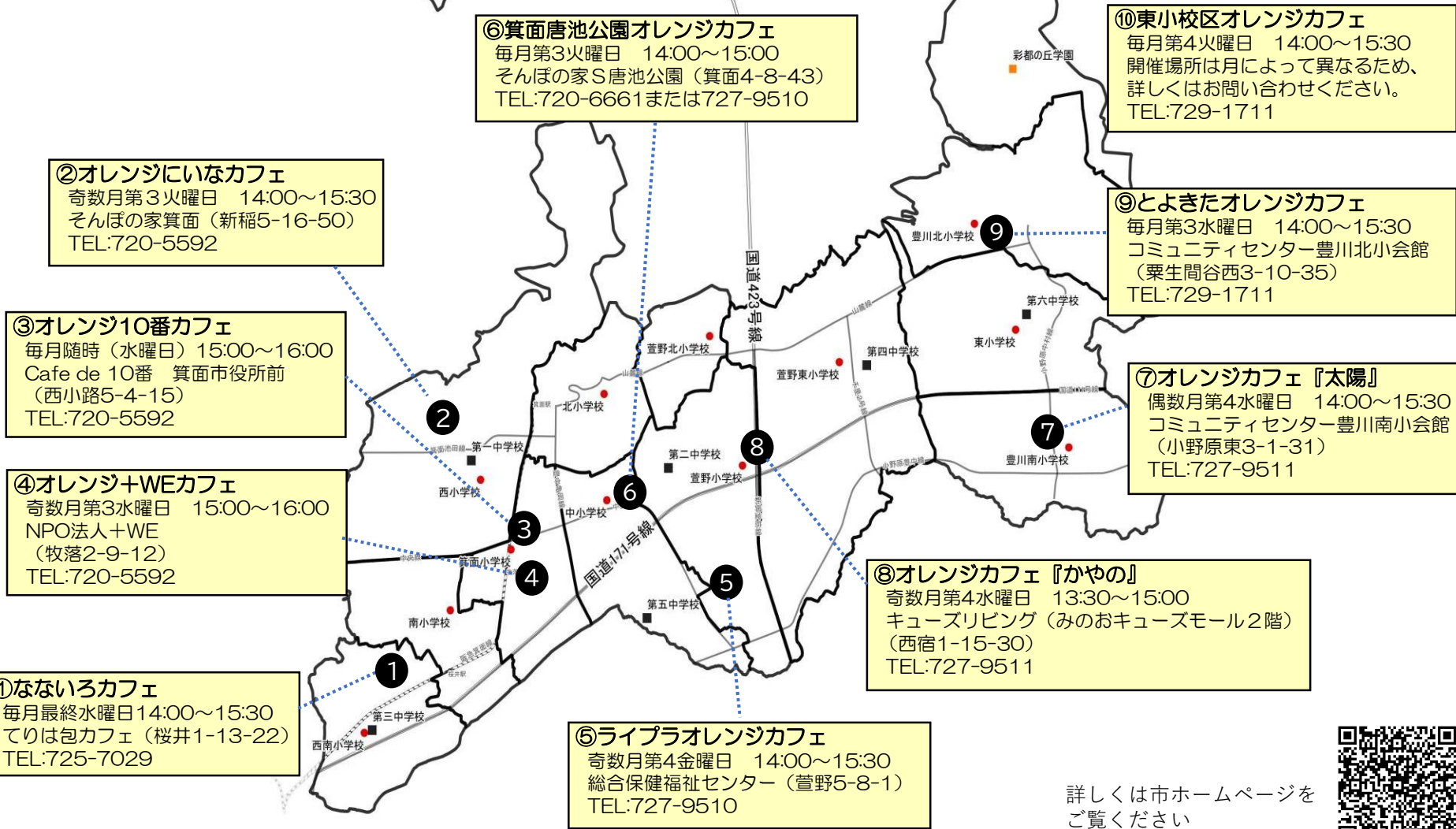
## 箕面市内の認知症カフェ一覧表 (令和8年2月現在)



圏域	名称	日時	場所	内容	参加費	申込・問い合わせ先
北部・西南	なないろカフェ	毎月最終水曜日 14:00~15:30	てりは包カフェ (桜井1-13-22)	講話 カフェタイム	無料 (飲み物代 100円程度)	北部・西南 高齢者くらしサポート (電話:725-7029)
西部	オレンジ にいなカフェ	奇数月第2火曜日 14:00~15:30	そんぽの家 箕面 (新稲5-16-50)	カフェタイム	無料 (飲み物代 100円程度)	西部 高齢者くらしサポート (電話:720-5592)
	オレンジ 10番カフェ	偶数月随時 (水曜日)	Cafe de 10 番箕面市役所前 (西小路5-4-15)	講話 カフェタイム	無料 (飲み物代 200円程度)	
	オレンジ+ WE カフェ	奇数月第3水曜日 15:00~16:00	NPO 法人+WE 事業所 (牧落2丁目9番12号)	講話 カフェタイム	無料 (飲み物代 200円程度)	
中西部	ライプラ オレンジカフェ	奇数月第4金曜日 14:00~15:30	総合保健福祉センター 1階アトリム(萱野5-8-1)	講話 カフェタイム	無料 (飲み物代 100円程度)	中西部 高齢者くらしサポート (電話:727-9510)
	箕面唐池公園 オレンジカフェ	毎月第3火曜日 14:00~15:00	そんぽの家S 箕面唐池公園 (箕面4-8-43)	講話 カフェタイム	無料 (飲み物代 300円程度)	そんぽの家S 箕面唐池公園 (電話:720-6661)  中西部 高齢者くらしサポート (電話:727-9510)
中東部	オレンジカフェ 『太陽』	偶数月第4水曜日 14:00~15:30	コミュニティセンター 豊川南小会館「太陽の家」 (小野原東3-1-31)	講話 カフェタイム	100円	中東部 高齢者くらしサポート (電話:727-9511)
	オレンジカフェ 『かやの』	奇数月第3木曜日 14:00~15:30	キューズリビング (みのおキューズモール 2階フードコート内) (西宿1-15-30)	講話 カフェタイム	100円	
東部	とよきた オレンジカフェ	毎月第3木曜日 14:00~15:30	コミュニティセンター 豊川北小会館「鐘の鳴る家」 (粟生間谷西3-10-35)	講話 カフェタイム	無料 (飲み物代 100円程度)	東部 高齢者くらしサポート (電話:729-1711)
	東小校区 オレンジカフェ	毎月第4火曜日 14:00~15:30	※月によって場所が異なる  【4月・7月・10月・1月】 コミュニティセンター東小会館 「みどりの家」 (粟生間谷西1-2-2)  【5月・8月・11月・2月】 箕面東コーポラス (粟生外院1-16)  【6月・9月・12月・3月】 東小校区 UR 集会所 (箕面市粟生間谷西2-6-14)	講話 カフェタイム	無料 (飲み物代 100円程度)	



# 箕面市内の認知症カフェ一覧表（令和8年2月現在）



詳しくは市ホームページを  
ご覧ください



# 【認知症カフェの様子】



(北部西南:なないろカフェ)



(西部:オレンジにいなカフェ)



(中西部:ライプラオレンジカフェ)



(中東部:オレンジカフェ『かやの』)

(東部:東小校区オレンジカフェ)



令和7年度第3回 箕面市介護サービス評価専門員会議	資料2
令和8年(2026年)2月19日	

## 【案件2】市内指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定更新について

### 1 指定更新

	指定更新年月日	サービス種別	事業所名	所在地	法人名	指定有効期間
①	令和8年4月1日	・小規模多機能型居宅介護 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護	白島荘小規模多機能型居宅介護事業所「ひねもす」	粟生新家3丁目12-5	社会福祉法人大阪府 社会福祉事業団	令和8年4月1日から 令和14年3月31日
②	令和8年4月1日	・地域密着型通所介護	メディカル介護センター楽園	牧落3丁目2-13 エステートあけ ぼの2階A号	株式会社楽園	令和8年4月1日から 令和14年3月31日
③	令和8年4月1日	・地域密着型通所介護	デイサービスひだまり	桜5丁目3-33	株式会社プリラン テ・ケアサービス	令和8年4月1日から 令和14年3月31日

令和7年度第3回 箕面市介護サービス評価専門員会議	資料3
令和8年(2026年)2月19日	

## 介護サービス基盤の整備状況について

1. 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画における介護保険施設等の整備見込数  
 ・第9期計画では、高齢者や介護者の実態やニーズ、施設の待機状況などを考慮し、期間中の介護保険施設等の整備について下表のとおり見込んでいる。

種別	R5年度末時点 の整備数		第9期期間 新規整備見込数			定員
	施設数	定員	R6年度	R7年度	R8年度	
介護老人福祉施設 (広域型特別養護老人ホーム)	5	380	-	-	90	470
介護老人保健施設	4	370	-	-	-	370
介護医療院	0	0	-	-	-	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特別養護老人ホーム)	1	29	-	-	-	0
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	9	135	18	-	18	171
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム等)	7	407*	-	30	-	437
地域密着型特定施設入居者生活介護 (小規模の介護付き有料老人ホーム等)	0	0	-	-	-	0

このほか、居宅サービスとして、看護小規模多機能型居宅介護1事業所29人を整備予定。  
 ※特定施設入居者生活介護の指定を受けている定員数を記載。(介護付き有料老人ホーム等の施設全体の定員数とは一致しない)

2. 介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)の整備に係る公募について

### (1)募集内容

事業種別	募集枠	施設区分	整備区域
介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)	・新設の場合、30床以上90床以内 ・既存施設*の増床(併設ショートステイからの転換を含む)の場合、増床数が1床以上90床以内	・新設の場合、ユニット型 ・既存施設*の増床(併設ショートステイからの転換を含む)の場合、ユニット型又は従来型	市内全域

\*既存施設とは本市内に所在する介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)に限る。

## (2)選定結果(応募順)

・応募内容等について、箕面市介護老人福祉施設(広域型特別養護老人ホーム)整備・運営事業者候補者選定会議において評価を行い、以下のとおり決定した。

応募者名	応募床数	採点結果 (1,200点満点)	評価
社会福祉法人 ひじり福祉会	既存施設の増床 6 床	1,073 点	整備・運営事業者として 適当と認める。
社会福祉法人 暁光会	既存施設の増床 6 床	964 点	整備・運営事業者として 適当と認める。
社会福祉法人 三養福祉会	既存施設の増床 7 床	1,049 点	整備・運営事業者として 適当と認める。
社会福祉法人 孝栄会	新設 70 床	807 点	整備・運営事業者として 適当と認める。

⇒計画の整備見込数 90 床に対し、計 89 床分の整備に係る応募があり、選定会議での審査を経て、全応募者について整備・運営事業者として適当と認めた。

### 【選定会議での意見・評価・指摘事項】

#### (全法人共通)

- ・認知症基本法は認知症ケアにおいて非常に重要な法律であるということの認識を持ち、認知症ケアの研修やマニュアルへの反映・充実が必要。特養スタッフは認知症ケアの専門家であり、地域への啓発活動も期待したい。
- ・外国人人材の育成について、OJT 以外の組織的な対応の見える化が求められる。
- ・高齢者虐待防止マニュアルが形式的であるものが見受けられた。実効性のある内容への改善が必要。具体的な対応手順や通報体制の明確化が求められる。

#### (社会福祉法人孝栄会 (※法人所在地:大阪府交野市星田北 7 丁目 7-13))

- ・箕面市で初めて施設運営することをふまえ、災害時・緊急時に加え日常においても地域との連携をしっかりと行うよう付言したい。
- ・大規模な全国組織をバックとしているが、苦情対応等については社会福祉法人としての独立性を保ち適切な体制整備が求められる。

## (3)今後の動き

- ・各法人において、施設の整備や、事業開始のための所要の手続き(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定権者である大阪府への申請等)を進める。

第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について

		計画策定	国・府の予定	保健医療福祉総合審議会	介護サービス評価専門員会議	
令和7年度	10月					
	11月	実態把握のための調査			【R7 第2回】 ・アンケート内容	
	12月					
	1月	アンケート調査				
	2月	調査票作成 調査票発送 回収・督促	在宅介護実態調査 認定調査員による調査			
	3月	調査分析・課題検討	調査報告まとめ	全国課長会議開催(国) 連絡会議開催(府)	【R7 第1回】 ・10期計画策定  (諮問)	【R7 第3回】 ・施設整備状況 ・10期計画策定
令和8年度	4月					
	5月	関係団体ヒアリング 高齢者基本健康調査			※以下は、第9期計画策定時等を基にした予定 です。R8年度開催日程は別途開催前にお知らせ します。	
	6月	調査票作成	第9期計画進捗状況			
	7月	サービス見込量の設定作業	調査票発送 調査票とりまとめ	全国課長会議開催(国) (計画基本指針の提示)		【R8 第1回】 ・第10期計画について (国の基本指針等) ・第9期計画進捗 ・アンケート結果報告
	8月	結果報告まとめ			【R8 第1回】 ・第10期計画について (国の基本指針等) ・第9期計画進捗 ・アンケート結果報告	
	9月	サービス見込量・保険料算定				【R8 第2回】 ・計画素案説明 ・第9期計画進捗
	10月			サービス見込量仮設定(府) 施設整備意向調査(府)	【R8 第2回】 ・計画素案説明 ・第9期計画進捗	
	11月	サービス見込量、保険料の仮設定			【R8 第3回】 ・計画素案説明 ・パブコメ実施(案) ・保険料(試算)説明	【R8 第3回】 ・計画素案説明 ・パブコメ実施(案) ・保険料(試算)説明
	12月	大阪府との協議 パブリックコメント実施	協議(府) 介護報酬改定率発表(国)		【R8 第3回】 ・計画素案説明 ・パブコメ実施(案) ・保険料(試算)説明	
	1月	意見集約		指針改正(国)	【R8 第4回】 ・パブコメ結果報告 ・計画最終案 ・保険料(試算)説明	【R8 第4回】 ・パブコメ結果報告 ・計画最終案 ・保険料(試算)説明
	2月	大阪府との法定協議 パブリックコメント結果公表 条例改正(保険料)追加議案送付	法定協議(府)		(答申)	
	3月					第10期計画策定

## 福祉人材確保支援事業について

健康福祉部 高齢福祉室・障害福祉室

- ◆ 介護保険・障害福祉サービス等により市民生活を支える福祉人材の確保のため、資格取得にかかる研修を受講し、市内事業所で勤務したかたを対象に「資格取得補助金」と「就職支援補助金」を支給します。
- ◆ 就職支援セミナーの開催や周知広報により、高齢者支援・障害者支援の仕事にかかる理解啓発・就労促進を図ります。

### 1 予算概要

(1)福祉人材確保支援事業(高齢福祉)

【歳出】	委託料(広報チラシ作成業務委託)	99 千円
	使用料(セミナー等会場使用料)	50 千円
	補助金 資格取得補助金	1,750 千円 (70 千円×25 人分)
	就職支援補助金	3,150 千円 (150 千円×21 人分)

(2)福祉人材確保支援事業(障害福祉)

【歳出】	補助金 資格取得補助金	350 千円 (70 千円×5 人分)
	就職支援補助金	600 千円 (150 千円×4 人分)

### 2 事業概要

(1)資格取得補助金・就職支援補助金の支給

・介護保険・障害福祉サービス等における福祉人材の確保が全国的に大きな課題となっている状況をふまえ、市内の福祉人材不足の解消をめざし、「資格取得補助金」と「就職支援補助金」の制度を新たに創設します。

#### ①資格取得補助金

介護職員初任者研修を受講・修了し、市内事業所に就労したかたを対象に、研修受講費用相当額(最大7万円)を補助金として支給します。

#### ②就職支援補助金

上記①の支給対象者のうち、市内事業所にて延べ320時間以上(週20時間勤務の場合、4か月に相当)就労したかたを対象に、就職応援金として一律15万円を支給し

ます。

- ・①②を合わせた対象者一人あたりの最大支給額22万円は、福祉人材確保事業としては大阪府内最高額です。

(2)福祉人材確保のための広報・啓発の実施

- ・広報チラシの作成・配布、市広報紙の活用等により、高齢者支援・障害者支援の仕事にかかる理解啓発を図ります。
- ・近隣市や関係機関等と連携し、福祉の仕事に関する就職支援セミナー等を開催します。